

## 事業認定を受けなくても租税特別措置法の特例が受け られる場合(土地収用法第3条関係)

番	区 分
1	【土地収用法第3条第1号の一部】 道路法による道路又は道路運送法による一般自動車道
2	【土地収用法第3条第2号】 河川法が適用若しくは準用される河川その他公共の利害に係る河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する堤防、護岸、ダム水路、貯水池その他の施設
3	【土地収用法第3条第3号】 砂防法による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設
4	【土地収用法第3条第3号の2】 国又は都道府県が設置する地すべり等防止法による地すべり防止施設又はほた山崩壊防止施設
5	【土地収用法第3条第3号の3】 国又は都道府県が設置する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止施設
6	【土地収用法第3条第4号】 運河法による運河の用に供する施設
7	【土地収用法第3条第5号】 国、地方公共団体、土地改良区(土地改良区連合を含む。)又は独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設
8	【土地収用法第3条第6号】 国、都道府県又は土地改良区(土地改良区連合を含む。)が土地改良法によって行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備
9	【土地収用法第3条第7号から第8号までの一部】 鉄道事業法による鉄道事業者の鉄道事業の用、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道の用又は軌道の用に供する施設のうち線路及び停車場に係る部分
10	【土地収用法第3条第10号】 港湾法による港湾施設又は漁港漁場整備法による漁港施設

番	区 分
11	<p>【土地収用法第3条第10号の2】 海岸法による海岸保全施設</p>
12	<p>【土地収用法第3条第11号】 航路標識法による航路標識又は水路業務法による水路測量標</p>
13	<p>【土地収用法第3条第12号】 航空法による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するもの</p>
14	<p>【土地収用法第3条第13号の一部】 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測の用に供する施設</p>
15	<p>【土地収用法第3条第13号の2の一部】 日本郵便株式会社が設置する郵便物の集配又は運送事務に必要な仕分その他の作業の用に供する施設で既成市街地内のもの及び高速自動車国道と一般国道との連結位置の隣接地内のもの</p>
16	<p>【土地収用法第3条第15号の一部】 海上保安庁が設置する電気通信設備</p>
17	<p>【土地収用法第3条第15号の2の一部】 電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設置する同法第9条第1号に規定する電気通信回線設備の用に供する施設(当該施設が市外通信幹線路の中継施設以外の施設である場合には、既成市街地内にあるものに限る。)</p>
18	<p>【土地収用法第3条第17号の一部】 電気事業法による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物のうち次に係る部分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水力による発電施設、最大出力10万キロワット以上の汽力若しくは原子力による発電施設、最大出力5千キロワット以上の内燃力若しくはガスタービンによる発電施設（その地域の全部若しくは一部が離島振興法第2条第1項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域若しくは奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島の区域に含まれる島、沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島又は小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島において設置されるものに限る。）</li> <li>・送電施設又は使用電圧5万ボルト以上の変電施設（電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業又は同項第11号の2に規定する配電事業の用に供するために設置される送電施設又は変電施設に限る。）</li> </ul>

番	区 分
19	<p>【土地収用法第3条第17号の2の一部】  ガス事業法によるガス工作物のうち高圧導管又は中圧導管及びこれらと接続する整圧器</p>
20	<p>【土地収用法第3条第18号】  水道法による水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業法による工業用水道事業又は下水道法による公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設</p>
21	<p>【土地収用法第3条第19号】  市町村が消防法によって設置する消防の用に供する施設</p>
22	<p>【土地収用法第3条第20号】  都道府県又は水防法による水防管理団体が水防の用に供する施設</p>
23	<p>【土地収用法第3条第21号の一部】  学校教育法第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設のうち次に係る部分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体の設置に係る幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校</li> <li>・ 国の設置に係る特別支援学校</li> <li>・ 私立学校法第3条に規定する学校法人の設置に係る幼稚園及び高等学校</li> <li>・ 国又は地方公共団体の設置に係る看護師養成所及び准看護師養成所</li> </ul>

番	区 分
24	<p><b>【土地収用法第3条第23号の一部】</b>  社会福祉法による社会福祉事業若しくは更生保護事業法による更生保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校のうち次に係る部分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る社会福祉法第2条第3項第4号に規定する老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設並びに同項第4号の2に規定する障害福祉サービス事業の用に供する施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第5条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援及び同条第17項に規定する共同生活援助の用に供するものに限る。）</li> <li>・ 国、地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る社会福祉法第2条第3項第4号の2に規定する地域活動支援センター及び福祉ホーム並びに同法第62条第1項に規定する社会福祉施設並びに児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センター</li> <li>・ 地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）</li> <li>・ 地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る保育所（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。）</li> <li>・ 地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る小規模保育事業の用に供する施設（児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する同項第1号に規定する施設のうち利用定員が10人以上であるものをいう。）</li> <li>・ 学校法人の設置に係る幼保連携型認定こども園</li> </ul>
25	<p><b>【土地収用法第3条第25号の一部】</b>  地方公共団体の設置に係る火葬場</p>
26	<p><b>【土地収用法第3条第26号の一部】</b>  地方公共団体の設置に係ると畜場法によると畜場又は化製場等に関する法律による化製場若しくは死亡獣畜取扱場</p>
27	<p><b>【土地収用法第3条第27号の一部】</b>  地方公共団体が設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設（廃棄物の処分（再生を含む。）に係るものに限る。）</p>

番	区 分
28	<p><b>【土地収用法第3条第27号の2の一部】</b></p> <p>国が設置する平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法による汚染廃棄物等の処理施設のうち次に係る部分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間貯蔵施設（福島県の区域内において汚染廃棄物等（同法第46条に規定する汚染廃棄物等をいう。）の処理を行うために設置される一群の施設であって、汚染廃棄物等の貯蔵施設及び汚染廃棄物等の受入施設、分別施設又は減量施設から構成されるもの（これらと一体的に設置される常時監視施設、試験研究及び研究開発施設、展示施設、緑化施設その他の施設を含む。）をいう。）として環境大臣が指定するもの</li> <li>・ 指定廃棄物の最終処分場（宮城県、茨城県、栃木県、群馬県又は千葉県 の区域内において同法第19条に規定する指定廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。）として環境大臣が指定するもの</li> </ul>
29	<p><b>【土地収用法第3条第31号の一部】</b></p> <p>国が設置する通信施設並びに都道府県が設置する警察署、派出所又は駐在所に係る庁舎、警察職員の待機宿舎、交通機動隊の庁舎及び自動車検問のための施設並びに運転免許センター</p>
30	<p><b>【土地収用法第3条第32号の一部】</b></p> <p>都市公園法第2条第1項に規定する都市公園</p> <p>（「都市公園」とは①都市計画施設である公園若しくは緑地で地方公共団体が設置するもの②都市計画法により指定された都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園若しくは緑地又は③都市計画施設である公園若しくは緑地で国が設置するものをいい、これらの地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含む。）</p>
31	<p><b>【土地収用法第3条第34号の一部】</b></p> <p>独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法第2条第2項に規定する施設で1日につき10万立方メートル以上の原水を供給する能力を有するもの</p>
32	<p>1から31までに掲げるものに関する事業のために欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設</p>

番	区 分
33	<p>土地収用法第3条各号のいずれかに該当するもの（当該いずれかに該当するものと他の当該各号にいずれかに該当するものとが一組の施設として一の効用を有する場合には、当該一組の施設とし、1から31までに該当するものを除く。）に関する事業で一団地の面積において10ヘクタール以上のもの（拡張に関する事業にあってはその買い取った土地を含めた拡張後の一団の土地の面積が10ヘクタール以上のもの）に必要な土地で当該事業の用に供されるもの及び当該土地の上に存する資産を買い取られた場合</p>